

## 質問回答

NO.	質問	回答
1	仕様書3- (3) -⑧に、「分析は⑥のヒアリング結果や過年度の検討結果等（契約締結後に環境省より提供）を反映させた分析方法により行うこと。」と記載あるが、過年度検討の残論点や残課題を教えてくださいませんか。	当該分析法は過年度業務において検討中であるため、当初設計における分析法は、暫定的にEPA method 1633に準拠した方法を想定して設計している。 なお、過年度業務の検討結果等を踏まえ変更が必要な場合には、別途協議する。
2	本分析業務において、EPA method 1633 に記載されている精度管理が必要という認識で宜しいでしょうか。	基本的にはEPA method 1633 に記載されている精度管理を想定しておりますが環境省担当官と協議の上、一部変更になる可能性があります。
3	都道府県担当者への説明会は該当する都道府県や水質汚濁防止法政令指定都市の数はどのぐらいになりますでしょうか。	説明会の対象となる自治体は、47都道府県及び47政令指定都市（＝合計94自治体）を想定している。
4	EPA method 1633 は試料量が 500mL となっており、最大 1L まで適用可能と記載がありますが、500mL で分析する前提でも問題ないでしょうか。	試料量500mLを分析する前提で問題ございません。